

事務連絡
令和3年5月21日

不動産関連団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和3年5月21日版)」について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年5月14日変更))において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、不動産における新型コロナウイルスの感染予防対策については、これまでも「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(業界団体向け)」(令和2年5月20日(令和3年1月8日改訂)。以下「ガイドライン」という。)等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」について、情報更新が行われたこと等を踏まえて、ガイドラインを改訂いたしました。

貴職におかれましては、貴団体加盟の事業者にも周知いただくとともに、引き続き、本ガイドラインを踏まえ、「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以上